

○奈良県警察の訓令等の公表要領について（平成14年10月17日例規第54号）

[沿革] 平成31年4月例規第23号改正

このたび、警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を遂行するとともに積極的な情報公開の推進を図るため、別記のとおり、「奈良県警察の訓令等の公表要領」を制定し、平成14年10月17日から実施することとしたので事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、奈良県警察の訓令等の公表基準について（平成13年11月2日県サ第292号）及び訓令、通達等の公表要領について（平成13年11月2日県サ第293号）は廃止する。

別記

奈良県警察の訓令等の公表要領

1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、奈良県警察の施策を示す訓令、通達等を積極的に公表することにより、県民の理解と協力を得るとともに、警察行政の適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

2 公表の基準

(1) 公表する訓令等

訓令、通達等（以下「訓令等」という。）で奈良県警察の施策を示すもののうち、県民生活にかかわるもの又は本要領の目的に照らして公表することが妥当であると認められるものについて公表するものとする。

(2) 公表の範囲

ア 奈良県情報公開条例（平成13年奈良県条例第38号）第7条各号に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）を含まない場合は、原則として、全文を公表するものとする。

イ 訓令等のうち、不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表するものとする。ただし、訓令等の名称に不開示情報が含まれる場合及び不開示情報を明らかにすることなく訓令等の概要を作成することができない場合は、名称、概要とも公表しないものとする。

ウ 訓令等の内容が奈良県警察の内部における事務手続き及び報告の要領に関する事項など県民生活に直接影響を及ぼさないものについては、公表しないことができる。

エ 奈良県警察の施策を示す訓令等に当たらないものについても、県民の関心の高い事項を内容とするものなどについては、本要領の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

3 公表の方法等

(1) 公表の方法

公表する訓令等については、奈良県警察インターネットホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び警察情報公開窓口へ備え付ける等の方法により公表するものとする。

(2) 公表の期間

訓令等の公表の期間は、原則として当該訓令等が効力を有する期間とし、公表した訓令等を改正又は廃止したときは、速やかに4の(2)に定める手続きを行うものとする。

4 公表の手続き

- (1) 訓令等を主管する所属長（以下「主管所属長」という。）は、訓令等を公表しようとするときは、訓令等ホームページ掲載（削除）依頼書（別記様式）に必要事項を記載し、公表しようとする訓令等のパソコンデータ（ワープロソフトで作成したものをいう。以下同じ。）とともに警務部県民サービス課長（以下「県民サービス課長」という。）に提出するものとする。

なお、公表に当たっては、訓令等に不開示情報が含まれていないかなどについて適正に判断するため、主管所属長は、県民サービス課長と十分に協議すること。

- (2) 主管所属長は、公表している訓令等の改正又は廃止により、公表を中止するときは、速やかに県民サービス課長に連絡し、ホームページからの削除等公表中止の措置を依頼するものとする。

なお、公表している訓令等で改正後も継続して公表する必要があるものについては、改正部分に所要の修正作業を施した訓令等のパソコンデータを県民サービス課長に提出すること。

- (3) 県民サービス課長は、訓令等の公表の基準に該当し、かつ、積極的に公表すべきと判断される訓令等については、主管所属長と協議の上、公表措置をとるものとする。

5 現在公表中の訓令等の取扱い

本要領実施前にホームページ等において既に公表手続きを経て公表している訓令等については、本要領により公表したものとみなす。

6 公表する訓令等のファイル名の付け方

ホームページにおいて公表する訓令等は、別表に基づき、県民サービス課において、ファイル名を付すものとする。

別表

公表する訓令等のファイル名の付け方

1 ファイル名

ホームページに訓令等を掲載する場合のファイル名は、訓令等の発出年（西暦）、訓令等の種別（記載例は下記2参照）、文書番号又は令達番号、ハイフン（-）、訓令等を主管する所属のコード番号（警務部情報管理課において各所属ごとに定める3桁コード）の順に、ローマ字及び算用数字をもって表記する。

なお、一般通達の文書番号については、所属記号を除いた番号（例えば、「県サ第75号」の場合には、単に、「75」と記す。）とする。

【例】・平成14（2002）年条例第1号
→ 2002zyourei - ***
【例】・昭和63(1988)年例規第21号
→ 1988reiki21 - ***
【例】・令和2（2020）年一般通達第75号
→ 2020tuutatu75 - ***

2 訓令等の種別

ア	条 例	zyourei
イ	規 則（県、公安委員会の別）	kisoku(ken) (koui)
エ	公 安 委 員 会 規 程	kouikitei
ウ	訓 令	kunrei
オ	例 規 通 達	reiki
カ	一 般 通 達	tuutatu
キ	そ の 他	sonota

別記様式

本部長	警務部長	課長	調査官	管理官	補佐	係長	係

訓令等ホームページ掲載（削除）依頼書

掲載依頼 担当者	(所属) (氏名)	(係名) (警電)
依頼年月日	年 月 日 ()	
件名		
発出年月日	年 月 日	
文書番号		
全文・概要の別		
掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (掲載期限を定める場合)	
掲載年月日	年 月 日 () (以下、県民サービス課で記載)	
ファイル名		
以下は削除依頼関係(県民サービス課で記載)		
削除依頼年月日	年 月 日 ()	
削除依頼 担当者	(所属)	(係名)
	(氏名)	(警電)
削除年月日	年 月 日 ()	
備考(データの有無等)		

※ 訓令等を掲載依頼する所属は、太枠内を記載の上、県民サービス課長に提出すること。